

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止の措置を受けた者及び住所

大和ハウス工業 株式会社  
大阪府大阪市北区梅田3-3-5

### 2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和4年1月24日～令和4年4月23日（3ヵ月）

北海道区域(北海道)

関東区域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

北陸区域(新潟県、富山県、石川県、福井県)

近畿区域(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

### 3 指名停止理由

大和ハウス工業 株式会社は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたこと及び建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたため、令和3年11月17日、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示及び同法同条第3項の規定に基づく22日間の営業停止処分を受けた。

このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

### 4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号(建設業法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内